

全銀協 TIBOR 業務規程 新旧対照表

※下線部変更点。なお、備考欄に改正理由の記載がない事項については、規定趣旨の明確化など、文言上の修正である。

[illegible]

新	旧	備 考
(注1) 午前 11 時時点の本邦無担保コール市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。365 日ベース、スポットスタート物、100 分の 1 % (1 ベーシスポイント) 刻み。 (2) ユーロ円 TIBOR リファレンス・バンクが、行動規範の定めるところにより、運営機関に対し呈示する 1 週間物、1 か月物、2 か月物、3 か月物、6 か月物および 12 か月物の 6 種類のレート（注 2）に対し、運営機関が各期間毎に最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外し、単純平均して算出した 6 種類の平均レート（小数第 6 位を四捨五入した小数第 5 位までの数値）をいう。 なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより、各期間毎に上記方法により算出する。 (注 2) 午前 11 時時点の本邦オフショア市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。360 日ベース、スポットスタート物(東京営業日基準)、100 分の 1 % (1 ベーシスポイント) 刻み。 (3) プライム・バンク 上記(1)および(2)における「プライム・バンク」とは、十分な自己資本と潤沢な流動資産を保有する等財務的に強固であり、本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合<u>には</u>「本邦オフショア市場」）の主要な参加行とする。 (4) リファレンス・バンク 全銀協 TIBOR の算出、公表に当たり、日本円 TIBOR およびユーロ円 TIBOR のそれぞれについて、レートを運営機関に対して呈示する銀行等の金融機関として、運営機関が第 35 条に規定する手続きにより選定する銀行等の金融機関をいう。 (5) 呈示レート <u>第 14 条の規定にもとづき</u>、リファレンス・バンクが、日本円 TIBOR およびユーロ円 TIBOR のそれぞれについて、運営機関に対し呈示するレートをいう。 (6) 公表レート <u>第 14 条から第 17 条の規定にもとづき</u>、日本円 TIBOR およびユーロ円 TIBOR それぞれについて、呈示レートを集計し、算出したレートであって、<u>情報提供会社が公表するレート</u>をいう。なお、この「公表レート」と上記(5)の「呈示レート」を合わせて「公表レート等」という。 (7) 事務代行会社 第 13 条および第 43 条にもとづき運営機関から全銀協 TIBOR の算出等の事務の委託を受けた会社をいう。	(注1) 午前 11 時時点の本邦無担保コール市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。365 日ベース、スポットスタート物、100 分の 1 % (1 ベーシスポイント) 刻み。 (2) ユーロ円 TIBOR リファレンス・バンクが、行動規範の定めるところにより、運営機関に対し呈示する 1 週間物、1 か月物、2 か月物、3 か月物、6 か月物および 12 か月物の 6 種類のレート（注 2）に対し、運営機関が各期間毎に最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外し、単純平均して算出した 6 種類の平均レート（小数第 6 位を四捨五入した小数第 5 位までの数値）をいう。 なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより、各期間毎に上記方法により算出する。 (注 2) 午前 11 時時点の本邦オフショア市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。360 日ベース、スポットスタート物(東京営業日基準)、100 分の 1 % (1 ベーシスポイント) 刻み。 (3) プライム・バンク 上記(1)および(2)における「プライム・バンク」とは、十分な自己資本と潤沢な流動資産を保有する等財務的に強固であり、本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合は「本邦オフショア市場」）の主要な参加行とする。 (4) リファレンス・バンク 全銀協 TIBOR の算出、公表に当たり、日本円 TIBOR およびユーロ円 TIBOR のそれぞれについて、レートを運営機関に対して呈示する銀行等の金融機関として、運営機関が<u>本規程第 35 条に規定する手続き</u>により選定する銀行等の金融機関をいう。 (5) 呈示レート リファレンス・バンクが、日本円 TIBOR およびユーロ円 TIBOR のそれぞれについて運営機関に対し呈示するレートをいう。 (6) 公表レート 情報提供会社が公表するレートをいう。なお、この「公表レート」と上記(5)の「呈示レート」を合わせて「公表レート等」という。 (7) 事務代行会社 <u>本規程</u>第 13 条および第 43 条にもとづき運営機関から全銀協 TIBOR の算出等の事務の委託を受けた会社をいう。	⇒呈示レートの用語の明確化 ⇒公表レートの用語の明確化

新	旧	備 考
(8) 情報提供会社 第 45 条にもとづき運営機関により選定され、事務代行会社から配信された公表レート等を当該会社のオンライン・サービス等において公表する会社をいう。	(8) 情報提供会社 本規程第 45 条にもとづき運営機関により選定され、事務代行会社から配信された公表レート等を当該会社のオンライン・サービス <u>または定期刊行物等</u> において公表する会社をいう。	⇒公表手段の明確化
第 2 章 運営機関の組織	第 2 章 運営機関の組織	
(第 5 条、第 6 条略)	(第 5 条、第 6 条略)	
(全銀協 TIBOR 運営委員会) 第 7 条 全銀協 TIBOR 運営委員会（以下「運営委員会」という。）の所管事項は、以下のとおりとする。 (1) 全銀協 TIBOR の運営に係る以下の事項に関する検討および理事会への付議 ① 全銀協 TIBOR の定義および算出方法の見直しに関する事項 ② リファレンス・バンクの選定基準の見直しに関する事項およびリファレンス・バンクの選定に関する事項 ③ リファレンス・バンクのレート呈示手続の見直しに関する事項 ④ 全銀協 TIBOR に関する諸規程の制定、改定および廃止に関する事項 ⑤ 上記①から④に付随する事項 (2) 上記(1)のほか、全銀協 TIBOR の運営に係る事項として理事会が必要と認めた事項に関する検討および理事会への付議 (3) 全銀協 TIBOR の運営状況に関する理事会および第 8 条に規定する全銀協 TIBOR 監視委員会への報告 2 運営委員会は、本規程に別途定めがある場合には、それぞれの定めに従い、第 1 項 (1) および(2)における事項の理事会への付議に当たって全銀協 TIBOR 監視委員会にも報告を行う。そのほか、運営委員会から理事会に付議・報告した事項がある場合には、本規程に別段の定めがないときであっても、運営委員会は、当該事項を全銀協 TIBOR 監視委員会にも報告するものとする。 3 理事会は、第 1 項(1)および(2)に掲げる事項のうち、運営委員会において決議できる事項を定めることができる。 4 運営委員会が前項にもとづく決議を行った場合には、当該決議について理事会に報告する。 5 運営委員会の委員の選任および任期、構成等については別に定める委員会規則で定める。 6 運営委員会は、必要に応じ、運営委員会の下部に、リファレンス・バンクが参加する連絡会を設置し、全銀協 TIBOR の運営に関しリファレンス・バンクからの意見を聴取する。	(全銀協 TIBOR 運営委員会) 第 7 条 全銀協 TIBOR 運営委員会（以下「運営委員会」という。）の所管事項は、以下のとおりとする。 (1) 全銀協 TIBOR の運営に係る以下の事項に関する検討および理事会への付議 ① 全銀協 TIBOR の定義および算出方法の見直しに関する事項 ② リファレンス・バンクの選定基準の見直しに関する事項およびリファレンス・バンクの選定に関する事項 ③ リファレンス・バンクのレート呈示手続の見直しに関する事項 ④ 全銀協 TIBOR に関する諸規程の制定、改定および廃止に関する事項 ⑤ 上記①から④に付随する事項 (2) 上記(1)のほか、全銀協 TIBOR の運営に係る事項として理事会が必要と認めた事項に関する検討および理事会への付議 (3) 全銀協 TIBOR の運営状況に関する理事会および <u>本規程</u> 第 8 条に規定する全銀協 TIBOR 監視委員会への報告 2 運営委員会は、本規程に別途定めがある場合には、それぞれの定めに従い、第 1 項 (1) および(2)における事項の理事会への付議に当たって全銀協 TIBOR 監視委員会にも報告を行う。そのほか、運営委員会から理事会に付議・報告した事項がある場合には、本規程に別段の定めがないときであっても、運営委員会は、当該事項を全銀協 TIBOR 監視委員会にも報告するものとする。 3 理事会は、第 1 項(1)および(2)に掲げる事項のうち、運営委員会において決議できる事項を定めることができる。 4 運営委員会が前項にもとづく決議を行った場合には、当該決議について理事会 <u>および全銀協 TIBOR 監視委員会</u> に報告する。 5 運営委員会の委員の選任および任期、構成等については別に定める委員会規則で定める。 6 運営委員会は、必要に応じ、運営委員会の下部に、リファレンス・バンクが参加する連絡会を設置し、全銀協 TIBOR の運営に関しリファレンス・バンクからの意見を聴取する。	⇒第 2 項後段の「運営委員会から理事会に付議・報告した事項」に該当し、監視委員会に報告されることが明らかであることから削除

新	旧	備 考
(全銀協 TIBOR 監視委員会) 第 8 条 全銀協 TIBOR 監視委員会（以下「監視委員会」という。）の所管事項は、以下のとおりとする。 (1) 全銀協 TIBOR の運営における以下の事項に関する適切性の確認および改善策に関する理事会への提言 ① 全銀協 TIBOR の運営における利益相反の管理に関する事項 ② 全銀協 TIBOR の運営に関する関係当局および外部からの指摘・苦情等への対応に関する事項 ③ 行動規範の妥当性や適切性についての定期的な確認に関する事項 ④ リファレンス・バンクの行動規範の遵守状況やレート呈示内容に対するモニタリングの実施に関する事項 ⑤ 全銀協 TIBOR に関する諸規程の<u>制定、改定および廃止内容</u>の確認に関する事項 ⑥ 第 23 条に規定する運営機関の内部監査計画や監査の結果の確認に関する事項 ⑦ リファレンス・バンクに対する処分に関する事項 2 監視委員会は、前項に掲げる理事会に付議される事項に限定されことなく、運営機関の業務全般について、自ら、あるいは第 12 条に規定する監視委員会室に指示して、調査・確認を行うことができる。これらの活動は、運営機関による呈示レート等に対する調査やモニタリングに対する監督や提言を含む。 3 監視委員会の委員は、関連する法律や規制、会計、監査、法人のガバナンス等において知見を有する弁護士、公認会計士、学識経験者等から理事会が選定する。独立性確保の観点から<u>金融機関（預金保険法（昭和 46 年 4 月 1 日法律第 34 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる金融機関をいう。第 21 条第 3 項第 1 号および第 2 号において同じ。）</u>に所属する者を委員に選任しない。監視委員会の委員は、委員就任時に、運営機関が実施する業務に関する利益相反の有無、および利益相反がある場合にはその内容について運営機関に表明することとし、就任後にこれらにつき変更があった<u>とき</u>も同様とする。また監視委員会の議決に関して利益相反のある委員は議決に加わらない。 4 監視委員会の委員の選任および任期、構成等については、前項のほか、別に定める委員会規則で規定する。 5 第 1 項(1)④に規定するモニタリングの実施要領は監視委員会で検討し、理事会で決定する。	(全銀協 TIBOR 監視委員会) 第 8 条 全銀協 TIBOR 監視委員会（以下「監視委員会」という。）の所管事項は、以下のとおりとする。 (1) 全銀協 TIBOR の運営における以下の事項に関する適切性の確認および改善策に関する理事会への提言 ① 全銀協 TIBOR の運営における利益相反の管理に関する事項 ② 全銀協 TIBOR の運営に関する関係当局および外部からの指摘・苦情等への対応に関する事項 ③ 行動規範の妥当性や適切性についての定期的な確認に関する事項 ④ リファレンス・バンクの行動規範の遵守状況やレート呈示内容に対するモニタリングの実施に関する事項 ⑤ 全銀協 TIBOR に関する諸規程の改定内容の確認に関する事項 ⑥ <u>本規程第 23 条</u>に規定する運営機関の内部監査計画や監査の結果の確認に関する事項 ⑦ リファレンス・バンクに対する処分に関する事項 2 監視委員会は、前項に掲げる理事会に付議される事項に限定されことなく、運営機関の業務全般について、自ら、あるいは<u>本規程第 12 条</u>に規定する監視委員会室に指示して、調査・確認を行うことができる。これらの活動は、運営機関による呈示レート等に対する調査やモニタリングに対する監督や提言を含む。 3 監視委員会の委員は、関連する法律や規制、会計、監査、法人のガバナンス等において知見を有する弁護士、公認会計士、学識経験者等から理事会が選定する。独立性確保の観点から<u>銀行</u>に所属する者を委員に選任しない。監視委員会の委員は、委員就任時に、運営機関が実施する業務に関する利益相反の有無、および利益相反がある場合にはその内容について運営機関に表明することとし、就任後にこれらにつき変更があった<u>場合</u>も同様とする。また監視委員会の議決に関して利益相反のある委員は議決に加わらない。 4 監視委員会の委員の選任および任期、構成等については、前項のほか、別に定める委員会規則で規定する。 5 第 1 項(1)④に規定するモニタリングの実施要領は監視委員会で検討し、理事会で決定する。	⇒監視委員会の所管事項の明確化 ⇒銀行以外の業態であっても委員に選任しない旨を明確化
(全銀協 TIBOR 業務部) 第 9 条 全銀協 TIBOR 業務部（以下「業務部」という。）の所管事項は以下のとおりとする。 ① 全銀協 TIBOR の再鑑業務	(全銀協 TIBOR 業務部) 第 9 条 全銀協 TIBOR 業務部（以下「業務部」という。）の所管事項は以下のとおりとする。 ① 全銀協 TIBOR の再鑑業務	

新	旧	備 考
② 第5条から第7条に規定する理事会、企画委員会、運営委員会の会議運営にかかる事務局 2 業務部は、 <u>前項①</u> および②の実施状況について、定期的に運営委員会および監視委員会に報告する。	② 第5条から第7条に規定する理事会、企画委員会、運営委員会の会議運営にかかる事務局 2 業務部は、 <u>第1項①</u> および②の実施状況について、定期的に運営委員会および監視委員会に報告する。	
(第10条、第11条略)	(第10条、第11条略)	
(全銀協 TIBOR 監視委員会室) 第12条 全銀協 TIBOR 監視委員会室（以下「監視委員会室」という。）は、監視委員会の事務局として、監視委員会の会議運営、全銀協 TIBOR に関する苦情・相談の受付、および監視委員会からの指示にもとづく調査等に関する事項を所管する。	(全銀協 TIBOR 監視委員会室) 第12条 全銀協 TIBOR 監視委員会室（以下「監視委員会室」という。）は、監視委員会の <u>傘下</u> の事務局として、監視委員会の会議運営、全銀協 TIBOR に関する苦情・相談の受付、および監視委員会からの指示にもとづく調査等に関する事項を所管する。	
第3章 全銀協 TIBOR の算出・公表	第3章 全銀協 TIBOR の算出・公表	
(全銀協 TIBOR の公表) 第13条 全銀協 TIBOR は、第4条(1) および(2)の定義にもとづき、運営機関がリファレンス・バンクから呈示を受けた呈示レートにもとづき算出・公表する。 2 前項における、全銀協 TIBOR の算出・公表にかかる事務（以下「算出等事務」という。）について、運営機関は、第43条にもとづき、事務代行会社に委託することができる。その場合の全銀協 TIBOR の算出は次5条の手続に則って行う。	(全銀協 TIBOR の公表) 第13条 全銀協 TIBOR は、 <u>本規程</u> 第4条(1) および(2)の定義にもとづき、運営機関がリファレンス・バンクから呈示を受けた呈示レートにもとづき算出・公表する。 2 前項における、全銀協 TIBOR の算出・公表にかかる事務（以下「算出等事務」という。）について、運営機関は、 <u>本規程</u> 第43条にもとづき、事務代行会社に委託することができる。その場合の全銀協 TIBOR の算出は次5条の手続に則って行う。	
(リファレンス・バンクによるレート呈示手続) 第14条 リファレンス・バンクは、毎営業日、午前11時20分までに日本円 <u>TIBOR</u> およびユーロ円 <u>TIBOR</u> の呈示レートを事務代行会社に呈示するものとし、 <u>原則</u> として同時刻以降の修正は行わない。 2 前項にかかわらず、 <u>リファレンス・バンクは、午前11時20分以降に呈示レートを修正する必要がある場合には、運営機関と協議のうえ、当日午前11時35分までに事務代行会社に対し修正を依頼する。</u>	(リファレンス・バンクによるレート呈示手続) 第14条 リファレンス・バンクは、毎営業日、午前11時20分までに日本円 およびユーロ円の呈示レートを事務代行会社に呈示するものとし、同時刻以降の修正は <u>原則</u> として行わない。 2 前項にかかわらず、 <u>呈示レートを午前11時20分以降に修正する必要がある場合には、リファレンス・バンクは運営機関と協議のうえ、当日午前11時35分までに事務代行会社に対し修正を依頼する。</u>	
(事務代行会社による全銀協 TIBOR の算出) 第15条 事務代行会社は、リファレンス・バンクから呈示された当日の呈示レートを集計し、公表レートを算出する。 2 事務代行会社は、算出した公表レート等を業務部に提示し、公表許可を求める。	(事務代行会社による全銀協 TIBOR の算出) 第15条 事務代行会社は、リファレンス・バンクから呈示された当日の呈示レートを集計し、公表レートを算出する。 2 事務代行会社は、算出した公表レート等を業務部に提示し、公表許可を求める。 <u>3 事務代行会社から提示された公表レート等は、業務部が再鑑したうえで、事務代行会社に対して公表許可を行い、事務代行会社が情報提供会社にレートを配信することを通じて公表する。</u>	⇒第16条、第17条の規定内容と重複しているため削除
(運営機関による呈示レートの再鑑) 第16条 業務部は、前条により事務代行会社から提示を受けた公表レート等を確認（再鑑）し、事務代行会社に対し公表許可を行う。 なお、事務代行会社に対する公表許可は、業務部の管理職（ <u>第47条第2項にもとづき、バックアップ機関に対し、再鑑および公表許可を代行する</u>	(運営機関による呈示レートの再鑑) 第16条 業務部は、前条により事務代行会社から提示を受けた公表レート等を確認（再鑑）し、事務代行会社に対し公表許可を行う。 なお、事務代行会社に対する公表許可は、業務部の管理職が行う。	⇒バックアップ機関（第47条ご参照）が公表レート等を確認した場合の公表許可業務について明確化

新	旧	備 考
ように依頼した場合を除く）が行う。 2 業務部は、前項における再鑑時に、呈示レートに誤りがあると疑われる場合には、当該レートを呈示したリファレンス・バンクに対し照会を行う。 3 前項による照会の結果、呈示レートに誤りがあることが明らかになった場合には、業務部は、当該リファレンス・バンクに対し呈示レートの修正を指示し、当該リファレンス・バンクは、当日午前 11 時 35 分までに事務代行会社に対し修正を依頼する。 4 業務部は、再鑑時に判明した誤呈示の発生状況等を記録し、定期的に運営委員会および監視委員会に報告する。 5 業務部は、第 1 項から第 3 項までの対応を行うに当たって、リファレンス・バンクのフロント・オフィスから情報を入手する場合には、その正確性を特に考慮する。	2 業務部は、前項における再鑑時に、呈示レートに誤りがあると疑われる場合には、当該レートを呈示したリファレンス・バンクに対し照会を行う。 3 前項による照会の結果、呈示レートに誤りがあることが明らかになった場合には、業務部は、当該リファレンス・バンクに対し呈示レートの修正を指示し、当該リファレンス・バンクは、当日午前 11 時 35 分までに事務代行会社に対し修正を依頼する。 4 業務部は、再鑑時に判明した誤呈示の発生状況等を記録し、定期的に運営委員会および監視委員会に報告する。 5 業務部は、第 1 項から第 3 項までの対応を行うに当たって、リファレンス・バンクのフロント・オフィスから情報を入手する場合には、その正確性を特に考慮する。	
（事務代行会社による情報提供会社を通じた公表） 第 17 条 事務代行会社は、<u>前条</u>に規定する業務部による公表許可を得たうえで、情報提供会社に公表レート等を配信し、情報提供会社は速やかにこれを公表する。なお、情報提供会社は、リファレンス・バンク毎の呈示レートについても、公表レートとともに公表する。	（事務代行会社による情報提供会社を通じた公表） 第 17 条 事務代行会社は、<u>本規程第 16 条</u>に規定する業務部による公表許可を得たうえで、情報提供会社に公表レート等を配信し、情報提供会社は速やかにこれを公表する。なお、情報提供会社は、リファレンス・バンク毎の呈示レートについても、公表レートとともに公表する。	
（公表後のレートの修正） 第 18 条 運営機関は、全銀協 TIBOR の公表後に<u>公表レート等</u>をやむを得ず修正する場合には、その理由、全銀協 TIBOR を参照する契約への影響の大きさ等を考慮のうえ、運営委員会で検討し、理事会で決定する。 2 前項による公表レート<u>等</u>の修正を行った場合には、運営機関は、事務代行会社を通じて情報提供会社に対して連絡を行うほか、運営機関として公表を行う。	（公表後のレートの修正） 第 18 条 運営機関は、全銀協 TIBOR の公表後にレートをやむを<u>えず</u>修正する場合には、その理由、全銀協 TIBOR を参照する契約への影響の大きさ等を考慮のうえ、運営委員会で検討し、理事会で決定する。 2 前項による公表レートの修正を行った場合には、運営機関は、事務代行会社を通じて情報提供会社に対して連絡を行うほか、運営機関として公表を行う。	
（リファレンス・バンクの最低数等） 第 19 条 リファレンス・バンクのフロア数（最低数）は、8 社とする。 2 関係諸施設の被災、停電等の非常事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの急激な減少<u>等</u>により、レート呈示を行うリファレンス・バンクが前項に定めるフロア数を下回る場合の措置については、第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにおいて定める。	（リファレンス・バンクの最低数等） 第 19 条 リファレンス・バンクのフロア数（最低数）は、8 社とする。 2 関係諸施設の被災、停電等の非常事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの急激な減少により、レート呈示を行うリファレンス・バンクが前項に定めるフロア数を下回る場合の措置については、<u>本規程第 46 条</u>に規定するコンティンジェンシー・プランにおいて定める。	
（第 20 条略）	（第 20 条略）	
第 4 章 運営機関の管理態勢および利用者への周知等	第 4 章 運営機関の管理態勢および利用者への周知等	
（利益相反管理態勢） 第 21 条 運営機関は、全銀協 TIBOR の金融指標としての健全性を担保するため、全銀協 TIBOR の運営において生じ得る利益相反を管理する態勢を構築するものとする。 2 前項の利益相反とは、以下の各号に規定する事項とする。監視委員会は、定期的に運営機関が管理すべき利益相反の対象を見直す。 （1） 貸金契約やデリバティブ契約等で全銀協 TIBOR が広く参照されてい	（利益相反管理態勢） 第 21 条 運営機関は、全銀協 TIBOR の金融指標としての健全性を担保するため、全銀協 TIBOR の運営において生じ得る利益相反を管理する態勢を構築するものとする。 2 前項の利益相反とは、以下の各号に規定する事項とする。監視委員会は、定期的に運営機関が管理すべき利益相反の対象を見直す。 （1） 貸金契約やデリバティブ契約等で全銀協 TIBOR が広く参照されてい	

新	旧	備 考
ることを踏まえ、これらを取り扱う金融機関に所属する者が全銀協 TIBOR の定義やレートの決定、<u>全銀協 TIBOR</u> の運営、ガバナンスに関与することにより受ける影響と、金融機関であるリファレンス・バンクが、全銀協 TIBOR の定義に従って適切にレート呈示を行う責務とに関して、個別的な利害が対立することによって生じ得る利益相反 (2) 全銀協 TIBOR の水準により、金融上の利益を得る者が、全銀協 TIBOR のレート決定に関与することにより生じる利益相反 3 第 1 項の利益相反を管理する態勢の構築に当たっては、前項に規定する利益相反の可能性が存在することに十分に留意し、次の各号に掲げる措置を行うこととする。 (1) 運営機関の理事の過半数は、金融機関に所属する者以外から選出する。 <u>(2) 監視委員会の委員は、第 8 条第 3 項で定めるところにより、金融機関に所属する者以外から選出する。</u> (3) 全銀協 TIBOR の定義見直し等は、監視委員会における確認を受ける。 (4) リファレンス・バンクによるレート呈示の健全性を担保するため、行動規範を策定し、リファレンス・バンクに社内態勢の整備を求め、運営機関がその遵守状況の確認を行う。 (5) 事務代行会社への委託事務の内容を、集計・算出・公表にかかる単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう考慮する。 (6) 利益相反の管理や指標の透明性の観点から重要と思われる書類（関連する規程や、監査の結果等の書類を含む。）については、これを公表する。なお、全銀協 TIBOR の利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、監視委員会において、その開示の可否を検討してその確認を行い、理事会での決定により公表する。 (7) 利益相反に関する事項については、情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底する。運営機関は関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続の策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うものとする。 <u>(8) 運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、第 30 条第 1 項に定めるところにより、運営機関の業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。</u> <u>(9) 運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、第 30 条第 2 項に定めるところにより、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならないものとする。</u> <u>(10) 運営機関は、第 25 条第 1 項に定めるところにより、全銀協 TIBOR に関する不正操作や不正行為の早期発見のため内部通報態勢を整備す</u>	ることを踏まえ、これらを取り扱う金融機関に所属する者が全銀協 TIBOR の定義やレートの決定、TIBOR の運営、ガバナンスに関与することにより受ける影響と、金融機関であるリファレンス・バンクが、全銀協 TIBOR の定義に従って適切にレート呈示を行う責務とに関して、個別的な利害が対立することによって生じ得る利益相反 (2) 全銀協 TIBOR の水準により、金融上の利益を得る者が、全銀協 TIBOR のレート決定に関与することにより生じる利益相反 3 第 1 項の利益相反を管理する態勢の構築に当たっては、前項に規定する利益相反の可能性が存在することに十分に留意し、次の各号に掲げる措置を行うこととする。 (1) 運営機関の理事の過半数は、金融機関に所属する者以外から選出する。 【新設】 (2) 全銀協 TIBOR の定義見直し等は、監視委員会における確認を受ける。 (3) リファレンス・バンクによるレート呈示の健全性を担保するため、行動規範を策定し、リファレンス・バンクに社内態勢の整備を求め、運営機関がその遵守状況の確認を行う。 (4) 事務代行会社への委託事務の内容を、集計・算出・公表にかかる単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう考慮する。 (5) 利益相反の管理や指標の透明性の観点から重要と思われる書類（関連する規程や、監査の結果等の書類を含む。）については、これを公表する。なお、全銀協 TIBOR の利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、監視委員会において、その開示の可否を検討してその確認を行い、理事会での決定により公表する。 (6) 利益相反に関する事項については、情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底する。運営機関は関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続の策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うものとする。 【新設】 【新設】 【新設】	⇒利益相反管理態勢に係る措置の一覧性を高める趣旨で追記（第 8 条 3 項の規定と重複） ⇒利益相反管理態勢に係る措置の一覧性を高める趣旨で追記（第 30 条第 1 項の規定と重複） ⇒利益相反管理態勢に係る措置の一覧性を高める趣旨で追記（第 30 条第 2 項の規定と重複） ⇒利益相反管理態勢に係る措置の一覧性を高める趣旨で追記（第 25 条第 1 項の規定と重複）

新	旧	備 考
る。 <u>(11) 運営機関は、第 32 条に定めるところにより、役職員、委員の報酬体系について、全銀協 TIBOR の水準に連動させない等、全銀協 TIBOR の不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保するものとする。</u> 4 運営機関の役職員は、その業務の遂行に当たり、<u>前 3 項の規定</u>に従って構築される利益相反管理態勢を遵守しなければならない。	【新設】 4 運営機関の役職員は、その業務の遂行に当たり、<u>第 1 項から前項までに</u>従って構築される利益相反管理態勢を遵守しなければならない。	⇒利益相反管理態勢に係る措置の一覧性を高める趣旨で追記（第 32 条の規定と重複）
(第 22 条、第 23 条略) (相談、苦情受付態勢の整備) 第 24 条 運営機関は、全銀協 TIBOR の利用者等から相談や苦情を受け付ける相談窓口を監視委員会室に設置する。 2 運営機関は、前項に規定する相談窓口の運営に当たっては、利用者の利便性を考慮した態勢（運営機関のホームページでの連絡先の公表、電子メールによる受付等）を整備するものとする。 3 監視委員会室は、第 1 項に規定する相談窓口で受け付けた苦情・相談の内容、事実関係、対応策等を確認し、その結果を監視委員会に報告する。 4 苦情・相談に対する具体的な対応は、運営機関の担当部署と<u>監視委員会室が連携して検討し、実施する（苦情の申出をした者に対する苦情の処理の結果の通知を行うことを含む。）</u>。その対応状況については、定期的に監視委員会に報告され、監視委員会はこれを確認する。監視委員会は確認した結果を踏まえ、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を理事会に提言する。 5 理事会は、監視委員会から当該提言を受けた場合には、運営委員会および企画委員会に対して適切な措置を指示する等の必要な対応を行う。監視委員会は、提言に対する理事会のその後の対応状況について、その報告を受け、説明を求めることができる。 6 運営機関は、<u>前 5 項の規定</u>により、全銀協 TIBOR の運営、定義、算出方法等を見直す場合には、第 48 条および第 49 条に準じて対応する。	(第 22 条、第 23 条略) (相談、苦情受付態勢の整備) 第 24 条 運営機関は、全銀協 TIBOR の利用者等から相談や苦情を受け付ける相談窓口を監視委員会室に設置する。 2 運営機関は、前項に規定する相談窓口の運営に当たっては、利用者の利便性を考慮した態勢（運営機関のホームページでの連絡先の公表、電子メールによる受付等）を整備するものとする。 3 監視委員会室は、第 1 項に規定する相談窓口で受け付けた苦情・相談の内容、事実関係、対応策等を確認し、その結果を監視委員会に報告する。 4 苦情・相談に対する具体的な対応は、運営機関の担当部署で検討、実施する。その対応状況については、定期的に監視委員会に報告され、監視委員会はこれを確認する。監視委員会は確認した結果を踏まえ、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を理事会に提言する。 5 理事会は、監視委員会から当該提言を受けた場合には、運営委員会および企画委員会に対して適切な措置を指示する等の必要な対応を行う。監視委員会は、提言に対する理事会のその後の対応状況について、その報告を受け、説明を求めることができる。 6 運営機関は、<u>第 1 項から第 5 項</u>により、全銀協 TIBOR の運営、定義、算出方法等を見直す場合には、<u>本規程</u>第 48 条および第 49 条に準じて対応する。	⇒相談窓口の監視委員会室と担当部署が連携して対応する旨を明確化するとともに、内閣府令第 9 条第 1 項第 13 号ハへの対応
(内部通報態勢の整備) 第 25 条 運営機関は、コンプライアンス室において、全銀協 TIBOR に関する不正操作や不正行為の早期発見のため、運営機関の職員、事務委託先およびその職員、リファレンス・バンクの職員（<u>全銀協 TIBOR に関する業務に携わる者</u>）からの通報・相談を受け付けるヘルプライン窓口を設置する。なお、同ヘルプライン窓口は、内部通報窓口のほか、独立した外部機関への通報窓口も設ける。 2 コンプライアンス室は、前項のヘルプライン窓口での受付状況について、定期的に監視委員会に報告する。	(内部通報態勢の整備) 第 25 条 運営機関は、コンプライアンス室において、全銀協 TIBOR に関する不正操作や不正行為の早期発見のため、運営機関の職員、事務委託先およびその職員、リファレンス・バンクの職員等からの通報・相談を受け付けるヘルプライン窓口を設置する。なお、同ヘルプライン窓口は、内部通報窓口のほか、独立した外部機関への通報窓口も設ける。 2 コンプライアンス室は、前項のヘルプライン窓口での受付状況について、定期的に監視委員会に報告する。	⇒ヘルプライン窓口の利用者を明確化

新	旧	備 考
(全銀協 TIBOR 算出等にかかる記録等の保存) 第 26 条 運営機関は、次の各号に掲げる記録を記録作成時から 5 年間適切に保存する。 (1) 呈示レートおよび公表レート (2) 運営機関が公表レート決定に際し、専門家判断を用いた場合にはその記録 (3) 行動規範の規定にもとづき、リファレンス・バンクから運営機関に提出等された書類等 (4) 公表レート決定に関するリファレンス・バンクおよび事務代行会社との通信記録 (5) 運営機関および事務代行会社で業務に関与している者を特定する記録 (6) 全銀協 TIBOR 運営全般にかかる外部からの意見および苦情等 (7) 第 23 条に規定する監査の記録 (8) 全銀協 TIBOR のレート決定に際し、本規程に定める手続以外の異例な対応をとった場合の対応記録	(全銀協 TIBOR 算出等にかかる記録等の保存) 第 26 条 運営機関は、次の各号に掲げる記録を記録作成時から 5 年間適切に保存する。 (1) <u>リファレンス・バンクの</u>呈示レートおよび<u>全銀協 TIBOR の</u>公表レート (2) 運営機関が全銀協 TIBOR のレート決定に際し、専門家判断を用いた場合にはその記録 (3) 行動規範に規定するリファレンス・バンクから運営機関への提出書類等 (4) <u>全銀協 TIBOR の</u>公表レート<u>算出にかかる</u>リファレンス・バンクや事務代行会社との通信記録 (5) 運営機関および事務代行会社で業務に関与している者を特定する記録 (6) 全銀協 TIBOR 運営全般にかかる外部からの意見および苦情等 (7) <u>本規程</u>第 23 条に規定する監査の記録 (8) 全銀協 TIBOR の<u>公表</u>レート決定に際し、本規程に定める以外の異例な対応をとった場合の対応記録	
(全銀協 T I B O R の利用上の留意点についての利用者等への周知) 第 27 条 運営機関は、<u>次の各号に掲げる全銀協 T I B O R の利用上の留意点を公表し、</u>利用者等への周知を行う。 (1) 関係諸施設の被災、停電等の事態の発生、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等や、全銀協 T I B O R の算出に伴うオペレーショナル・リスク等に伴い、全銀協 T I B O R が通常通り算出・公表されない、または、公表後にレートの修正が生じる可能性があり、これにより、全銀協 T I B O R を参照する契約において、契約当事者間の全銀協 T I B O R のレートによって決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に影響が生じる可能性があること。 また、上述した関係諸施設の被災、停電等の事態や、極度の市場のストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 T I B O R の算出・公表が困難になる場合には、第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、同プランに規定する算出・公表方法により、全銀協 T I B O R が算出・公表され、その場合、前日の全銀協 T I B O R のレートが当日の全銀協 T I B O R のレートとして公表される可能性があること。 (2) 本邦無担保コール市場または本邦オフショア市場の状況変化等を受け、指標としての公正性がより確保され、市場実態をより適切に表すものとするを目的に、将来的に、全銀協 T I B O R の定義や算出方法が見直される可能性や、これらの状況変化等により全銀協 T I B O R の公表が停止される可能性があること。これにより、全銀協 T I B O R を参照する契約において、契約当事者間の全銀協 T I B O R のレートによって	(全銀協 T I B O R の利用上の留意点についての利用者等への周知) 第 27 条 運営機関は、全銀協 T I B O R の利用上の留意点<u>について公表する等の方法により、</u>利用者等への周知を行う。 (1) 関係諸施設の被災、停電等の事態の発生、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等や、全銀協 T I B O R の算出に伴うオペレーショナル・リスク等に伴い、全銀協 T I B O R が通常通り算出・公表されない、または、公表後にレートの修正が生じる可能性があり、これにより、全銀協 T I B O R を参照する契約において、契約当事者間の全銀協 T I B O R のレートによって決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に影響が生じる可能性があること また、上述した関係諸施設の被災、停電等の事態や、極度の市場のストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 T I B O R の算出・公表が困難になる場合には、<u>本規程</u>第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、同プランに規定する算出・公表方法により、全銀協 T I B O R が算出・公表され、その場合、前日の全銀協 T I B O R のレートが当日の全銀協 T I B O R のレートとして公表される可能性があること (2) 本邦無担保コール市場または本邦オフショア市場の状況変化等を受け、指標としての公正性がより確保され、市場実態をより適切に表すものとするを目的に、将来的に、全銀協 T I B O R の定義や算出方法が見直される可能性や、これらの状況変化等により全銀協 T I B O R の公表が停止される可能性があること。これにより、全銀協 T I B O R を参照する契約において、契約当事者間の全銀協 T I B O R のレートによって	

新	旧	備 考
決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に変動が生じる可能性があること。 (3) 運営機関は、一旦公表された全銀協T I B O Rの変更や、定義や算出方法の見直しにより生じる、または生じる可能性がある全銀協T I B O Rを参照する個々の契約への影響に対し、運営機関が責めを負うべき特段の事情が認められる場合を除き、一切責任を負わないこと。 2 運営機関は、前項に規定する全銀協T I B O Rの利用上の留意点を踏まえ、公表後の全銀協T I B O Rが変更された場合の取扱いについての取決めや、全銀協T I B O Rの公表が停止された場合の代替措置等について、全銀協T I B O Rを参照する契約の当事者間において、契約中にフォール・バック条項を採用する等の事前の措置を講じることを運営機関のホームページ上で推奨するものとする。	決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に変動が生じる可能性があること (3) 運営機関は、一旦公表された全銀協T I B O Rの変更や、定義や算出方法の見直しにより生じる、または生じる可能性がある全銀協T I B O Rを参照する個々の契約への影響に対し、運営機関が責めを負うべき特段の事情が認められる場合を除き、一切責任を負わないこと 2 運営機関は、前項に記載する全銀協T I B O Rの利用上の留意点を踏まえ、公表後の全銀協T I B O Rが変更された場合の取扱いについての取決めや、全銀協T I B O Rの公表が停止された場合の代替措置等について、全銀協T I B O Rを参照する契約の当事者間において、契約中にフォール・バック条項を採用する等の事前の措置を講じることを運営機関のホームページ上で推奨するものとする。	
(外部からの情報収集を行う場合の対応) 第 28 条 運営機関は、公表レート決定の際し、外部から情報を収集する場合には、当該情報の健全性と機密性を考慮のうえ、情報の収集の可否、情報源の選択、利用・管理の方法を運営委員会で検討のうえ、理事会で決定する。 2 前項における情報の収集において、金融機関のフロント・オフィスから情報を入手する場合には、運営機関はその正確性を慎重に考慮する。 3 第 1 項において情報の収集を行う場合には、情報の健全性と機密性の保護に考慮した情報の内容に応じた利用・管理の方法について規程化したうえで、これを適切に取り扱うものとする。また、収集する情報について、可能な限り、他の情報源から得られる情報またはデータ等により、情報の健全性と機密性を裏付けるものとする。	(外部からの情報収集を行う場合の対応) 第 28 条 運営機関は、公表レート決定の際し、外部から情報を収集する場合には、当該情報の健全性と機密性を考慮のうえ、情報の収集の可否、情報源の選択、利用・管理の方法を運営委員会で検討のうえ、理事会で決定する。 2 前項における情報の収集において、金融機関のフロント・オフィスから情報を入手する場合、運営機関はその正確性を慎重に考慮する。 3 第 1 項において情報の収集を行う場合には、情報の健全性と機密性の保護に考慮した情報の内容に応じた利用・管理の方法について規程化したうえで、これを適切に取り扱うものとする。また、収集する情報について、可能な限り、他の情報源から得られる情報またはデータ等により、情報の健全性と機密性を裏付けるものとする。	
(関係当局への提出・報告等) 第 29 条 運営機関は、第 26 条にもとづき保存される記録および監査結果等について、監査機関、関係当局から提出・報告等を求められた場合には、速やかに、これに協力する。	(関係当局への提出・報告等) 第 29 条 運営機関は、本規程第 26 条にもとづき保存される記録および監査結果等について、監査機関、関係当局から提出・報告等を求められた場合には、速やかに、これに協力する。	
(全銀協 TIBOR 運営の関係者の秘密保持) 第 30 条 運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、運営機関の業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。 2 運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。 3 前 2 項の規定は、その任を解かれた後も同様とする。	(全銀協 TIBOR 運営の関係者の秘密保持) 第 30 条 運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、運営機関の業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。 2 運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。 3 第 1 項および第 2 項は、その任を解かれた後も同様とする。	
(研修) 第 31 条 運営機関は、運営機関の役職員に対し、本規程を遵守した業務運営が行われるよう、業務遂行上の倫理や、利益相反管理態勢等を含む研修を	(研修) 第 31 条 運営機関は、運営機関の役職員に対し、本業務規程を遵守した業務運営が行われるよう、業務遂行上の倫理や、利益相反管理態勢等を含む研	

新	旧	備 考
実施する。 2 運営機関は、事務委託先に対して定期的に本規程および行動規範の内容について、研修を実施する。 3 運営機関は、レート不正操作や金融指標に関する規制等に関する事項を含む研修用資料を作成し、前項の研修に使用するほか、リファレンス・バンクの社内研修用に供する。	修を実施する。 2 運営機関は、事務委託先に対して定期的に本規程および行動規範の内容について、研修を実施する。 3 運営機関は、レート不正操作や金融指標に関する規制等に関する事項を含む研修用資料を作成し、前項の研修に使用するほか、リファレンス・バンクの社内研修用に供する。	
(第 32 条略)	(第 32 条略)	
(理事会、委員会の議事録) 第 33 条 運営機関は、第 5 条から第 8 条までに規定する理事会および委員会について議事録を作成し、関係当局から <u>これら議事録</u> の閲覧の依頼がある場合には、 <u>これに協力する</u> 。	(理事会、委員会の議事録) 第 33 条 運営機関は、 <u>本規程</u> 第 5 条から第 8 条に規定する理事会および委員会について議事録を作成し、関係当局からの閲覧の依頼がある場合には <u>供する</u> 。	
第 5 章 リファレンス・バンクの募集、選定、モニタリング等 (リファレンス・バンクの行動規範) 第 34 条 運営機関は、リファレンス・バンクが遵守すべき行動規範を定め、リファレンス・バンクに対して次に掲げる社内態勢の整備を求める。 (1) 適切なレート呈示が行われるための態勢整備 (2) レート呈示にかかる利益相反を管理するための態勢整備 (3) 呈示内容に関する情報交換、調整等の禁止に関する態勢整備 (4) レート呈示根拠にかかる事後的な説明を可能とする態勢整備 (5) レート呈示に関する通信記録の保存に関する態勢整備 (6) 問題発覚時の運営機関宛報告に関する態勢整備 (7) 社内研修の実施（不正操作に対する規制や法律に関する内容を含む） 2 運営機関は、リファレンス・バンクから、前項(2)に掲げるレート呈示にかかる利益相反を管理するための態勢整備に関し、行動規範の定めるレート呈示責任者・担当者、と、全銀協 TIBOR を参照する金融商品に係るトレーディング業務の責任者・担当者との兼任の事実および講じられた内部検証態勢に関する届出があった場合 <u>には</u> 、監視委員会において、その適切性を確認する。	第 5 章 リファレンス・バンクの募集、選定、モニタリング等 (リファレンス・バンクの行動規範) 第 34 条 運営機関は、リファレンス・バンクが遵守すべき行動規範を定め、リファレンス・バンクに対して次に掲げる社内態勢の整備を求める。 (1) 適切なレート呈示が行われるための態勢整備 (2) レート呈示にかかる利益相反を管理するための態勢整備 (3) 呈示内容に関する情報交換、調整等の禁止に関する態勢整備 (4) レート呈示根拠にかかる事後的な説明を可能とする態勢整備 (5) レート呈示に関する通信記録の保存に関する態勢整備 (6) 問題発覚時の運営機関宛報告に関する態勢整備 (7) 社内研修の実施（不正操作に対する規制や法律に関する内容を含む） 2 運営機関は、リファレンス・バンクから、前項(2)に掲げるレート呈示にかかる利益相反を管理するための態勢整備に関し、行動規範の定めるレート呈示責任者・担当者、と、全銀協 TIBOR を参照する金融商品に係るトレーディング業務の責任者・担当者との兼任の事実および講じられた内部検証態勢に関する届出があった場合、監視委員会において、その適切性を確認する。	
(リファレンス・バンクの募集・選定) 第 35 条 第 7 条(1)②に規定するリファレンス・バンクの選定については、次 <u>5 項</u> の手続に則り実施する。 2 運営機関は、リファレンス・バンクを毎年度募集・選定する。 3 運営機関は、前項のリファレンス・バンクの選定に際しては、市場取引量（日本円：本邦無担保コール市場取引残高、ユーロ円：本邦オフショア市場インターバンク取引残高）、円資産残高、レピュテーション、レート呈示実績および行動規範の遵守にかかる態勢整備の状況等を考慮する。また、選定に当たっては、全銀協 TIBOR の継続性に配慮するとともに、参画業態の多様性も考慮することに加えて、本邦法域外から恒常的にレートの呈示	(リファレンス・バンクの募集・選定) 第 35 条 <u>本規程</u> 第 7 条(1)②に規定するリファレンス・バンクの選定については、次項 <u>以下</u> の手続に則り実施する。 2 運営機関は、 <u>レート</u> の呈示を行うリファレンス・バンクを毎年度募集・選定する。 3 運営機関は、前項のリファレンス・バンクの選定に際しては、市場取引量（日本円：本邦無担保コール市場取引残高、ユーロ円：本邦オフショア市場インターバンク取引残高）、円資産残高、レピュテーション、レート呈示実績および行動規範の遵守にかかる態勢整備の状況等を考慮する。また、選定に当たっては、全銀協 TIBOR の継続性に配慮するとともに、参画業態の多様性も考慮することに加えて、本邦法域外から恒常的にレートの呈示	

新	旧	備 考
が行われる可能性が高い場合には、法域が異なることによって生じる問題についても考慮する。なお、リファレンス・バンクは本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合には本邦オフショア市場）における、活動的な市場参加者である国内外の銀行等の金融機関で構成するものとするが、当該リファレンス・バンクが適用を受ける法管轄にかかわらず、行動規範を遵守することが求められる。 4 リファレンス・バンクの選定は運営委員会で検討し、理事会で決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告するものとする。 5 運営機関は、選定したリファレンス・バンクとの間で、行動規範を遵守したレート呈示を行うことに関する契約書／承諾書を取り交わす。 6 運営機関は、リファレンス・バンク選定結果を公表する。	が行われる可能性が高い場合には、法域が異なることによって生じる問題についても考慮する。なお、リファレンス・バンクは本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合は本邦オフショア市場）における、活動的な市場参加者である国内外の銀行等の金融機関で構成するものとするが、当該リファレンス・バンクが適用を受ける法管轄にかかわらず、行動規範を遵守することが求められる。 4 リファレンス・バンクの選定は運営委員会で検討し、理事会で決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告するものとする。 5 運営機関は、選定したリファレンス・バンクとの間で、行動規範を遵守したレート呈示を行うことに関する契約書／承諾書を取り交わす。 6 運営機関は、リファレンス・バンク選定結果を公表する。	
（年度途中のリファレンス・バンクの辞退） 第 36 条 運営機関は、年度途中にリファレンス・バンクから書面によるリファレンス・バンクの<u>辞退に関する</u>申し出を受領した場合には、原則として、受領日を含め、3 営業日以内に運営機関のホームページ上で辞退の申し出の事実および辞退（予定）日を公表する。 2 <u>業務部は</u>、前項による申し出を受領した場合、運営委員会および監視委員会に報告したうえで、理事会に報告する。	（年度途中のリファレンス・バンクの辞退） 第 36 条 運営機関は、年度途中にリファレンス・バンクから書面によるリファレンス・バンク辞退の申し出を受領した場合、原則として、受領日を含め、3 営業日以内に運営機関のホームページ上で辞退の申し出の事実および辞退（予定）日を公表する。 2 前項による申し出を受領した場合、<u>業務部は</u>、運営委員会および監視委員会に報告したうえで、理事会に報告する。	
（リファレンス・バンクの一部がレートを呈示しない・遅延する場合の対応） 第 37 条 業務部は、リファレンス・バンクの一部がレート呈示を行わなかった、またはレート呈示が遅延した場合には、運営委員会および監視委員会に報告を行う。 2 運営機関は、当該リファレンス・バンクがレート呈示を行わないこと、またはレート呈示が遅延することに合理的な理由がないと判断する場合には、理事会の決定を経て、その事実を公表する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。	（リファレンス・バンクの一部がレートを呈示しない・遅延する場合の対応） 第 37 条 業務部は、リファレンス・バンクの一部がレート呈示を行わなかった、またはレート呈示が遅延した場合、運営委員会および監視委員会に報告を行う。 2 運営機関は、当該リファレンス・バンクがレート呈示を行わないこと、またはレート呈示が遅延することに合理的な理由がないと判断する場合、理事会の決定を経て、その事実を公表する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。	
（第 38 条～第 40 条略）	（第 38 条～第 40 条略）	
（リファレンス・バンクの行動規範違反等の報告等） 第 41 条 前 2 条にかかわらず、<u>運営機関は</u>、リファレンス・バンクの呈示レートの適切性に疑義のある場合やリファレンス・バンクにおいて行動規範に違反する行為を行っていることを認識した場合等には、その事実を速やかに監視委員会および関係当局に報告する。 2 監視委員会は、前項による報告を受けた場合には、対応を検討し、必要に応じて理事会に提言を行う。監視委員会は、当該事態の発生にかかる関係当局への報告の要否についても検討する。 3 運営機関は、監視委員会からの提言を受け、講じた対応について、<u>関係当局と協議のうえ</u>、必要に応じ、公表する。	（リファレンス・バンクの行動規範違反等の報告等） 第 41 条 前 2 条にかかわらず、リファレンス・バンクの呈示レートの適切性に疑義のある場合やリファレンス・バンクにおいて行動規範に違反する行為を行っていることを<u>運営機関が</u>認識した場合等には、その事実を速やかに監視委員会に報告する。 2 監視委員会は、前項による報告を受けた場合には、対応を検討し、必要に応じて理事会に提言を行う。監視委員会は、当該事態の発生にかかる関係当局への報告の要否についても検討する。 3 運営機関は、監視委員会からの提言を受け、講じた対応について、必要に応じ、公表する。	⇒内閣府令第 9 条第 1 項第 10 号イ（10）（iii）への対応

新	旧	備 考
(リファレンス・バンク選定の取り消し) 第 42 条 運営機関は、<u>次に掲げる事由にリファレンス・バンクが該当する場合</u>には、監視委員会で検討のうえ、理事会の決定により当該リファレンス・バンクについて選定の取消しを行うことができる。 (1) 運営機関に対するレート呈示の遅延や呈示後の修正が多発する等、レート呈示姿勢に問題があり、全銀協 TIBOR の公表の円滑な運営にとって好ましくないと判断される場合 (2) 行動規範の遵守状況に問題が確認された場合であって、運営機関からの改善要請に対し、合理的な期間内に適切な措置が講じられない場合 (3) 第 35 条に規定する選定基準に照らし、業容の変化等により同基準を充たさなくなったと判断される場合 (4) 法令違反、関係当局等の行政処分、不祥事等により、リファレンス・バンクとして相応しくないと判断される場合 2 前項にもとづく選定の取消しを行った場合、運営機関は速やかに、その事実を公表する。	(リファレンス・バンク選定の取り消し) 第 42 条 運営機関は、リファレンス・バンク<u>に以下に該当する事由がある場合</u>、監視委員会で検討のうえ、理事会の決定により当該リファレンス・バンクについて選定の取消しを行うことができる。 (1) 運営機関に対するレート呈示の遅延や呈示後の修正が多発する等、レート呈示姿勢に問題があり、全銀協 TIBOR の公表の円滑な運営にとって好ましくないと判断される場合 (2) 行動規範の遵守状況に問題が確認された場合であって、運営機関からの改善要請に対し、合理的な期間内に適切な措置が講じられない場合 (3) <u>本規程第 35 条</u>に規定する選定基準に照らし、業容の変化等により同基準を充たさなくなったと判断される場合 (4) 法令違反、関係当局等の行政処分、不祥事等により、リファレンス・バンクとして相応しくないと判断される場合 2 前項にもとづく選定の取消しを行った場合、運営機関は速やかに、その事実を公表する。	
第 6 章 事務委託等 (公表レートの算出等事務の委託) 第 43 条 運営機関は、<u>全銀協 TIBOR の算出・公表にかかる事務等</u>（算出等事務）を事務代行会社に委託する場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会で決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。 2 <u>運営機関は、委託事項の内容等について、次に掲げる事項を公表する。</u> (1) <u>事務代行会社の商号、名称または氏名</u> (2) <u>事務代行会社の業務内容</u> (3) <u>前 2 号のほか、算出事務を事務代行会社に委託することにより全銀協 TIBOR の利用者等に影響を与える事項</u> 3 <u>運営機関は、原則 5 年ごとに事務代行会社を見直すこととする。</u> 4 事務代行会社との事務委託契約の解除等により、上記の事務を<u>事務代行会社</u>に委託することができない状況が発生した場合には、代替先が選定されるまでの間、業務部が算出等事務を行う。	第 6 章 事務委託等 (公表レートの算出等事務の委託) 第 43 条 運営機関は全銀協 TIBOR の算出・公表にかかる事務等（算出等事務）を事務代行会社に委託する場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会で決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。 2 委託事項の内容は、<u>全銀協 TIBOR の利用者等に与える影響等がある場合には、これを公表する。</u> 3 <u>事務代行会社は、原則 5 年ごとに見直すこととする。</u> 4 事務代行会社との事務委託契約の解除等により、上記の事務を委託することができない状況が発生した場合には、代替先が選定されるまでの間、業務部が算出等事務を行う。	⇒内閣府令第 9 条第 1 項第 17 号ハへの対応
(事務代行会社に対する監督) 第 44 条 運営機関は、事務代行会社が委託事務を遂行するに際して参照すべき指針として、「全銀協 TIBOR の算出・公表業務の委託に関する指針」を制定し、業務部がその遵守状況を定期的に確認する。 2 運営機関は、第 47 条に規定するバックアップ機関を含む、その他の委託先に対しても、委託事務の執行体制および執行状況について、定期的に確認する。 3 業務部は、<u>前 2 項</u>の確認結果については、運営委員会、監視委員会および理事会に報告する。	(事務代行会社に対する監督) 第 44 条 運営機関は、事務代行会社が委託事務を遂行するに際して参照すべき指針として、「全銀協 TIBOR の算出・公表業務の委託に関する指針」を制定し、業務部がその遵守状況を定期的に確認する。 2 運営機関は、<u>本規程第 47 条</u>に規定するバックアップ機関を含む、その他の委託先に対しても、委託事務の執行体制および執行状況について、定期的に確認する。 3 業務部は、<u>第 1 項および第 2 項</u>の確認結果については、運営委員会、監視委員会および理事会に報告する。	

新	旧	備 考
第 7 章 情報提供会社の選定等	第 7 章 情報提供会社の選定等	
(情報提供会社の選定等) 第 45 条 運営機関は、 <u>情報提供会社を選定する場合</u> には、運営委員会で検討し、理事会で決定する。 なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告するものとする。 2 運営機関は、全銀協 TIBOR の情報提供会社を公表する。	(情報提供会社の選定等) 第 45 条 情報提供会社の選定は、運営委員会で検討し、理事会で決定する。 なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告するものとする。 2 運営機関は、全銀協 TIBOR の情報提供会社を公表する。	
第 8 章 全銀協 TIBOR の算出・公表にかかるコンティンジェンシー・プランの策定等	第 8 章 全銀協 TIBOR の算出・公表にかかるコンティンジェンシー・プランの策定等	
(コンティンジェンシー・プランの策定) 第 46 条 運営機関は、関係諸施設の被災、停電等の非常事態（以下「非常事態」という。）の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 TIBOR の算出・公表が困難になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について、「全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を定める。 2 <u>前項</u> のコンティンジェンシー・プランには、被災時等において事務代行会社が委託事務を遂行できない場合等の対応も含めるものとする。	(コンティンジェンシー・プランの策定) 第 46 条 運営機関は、関係諸施設の被災、停電等の非常事態（以下「非常事態」という。）の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 TIBOR の算出・公表が困難になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について、「全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プラン」 <u>(以下「コンティンジェンシー・プラン」という。)</u> を定める。 2 <u>第 1 項</u> のコンティンジェンシー・プランには、被災時等において事務代行会社が委託事務を遂行できない場合等の対応も含めるものとする。	
(運営機関のバックアップ機関) 第 47 条 運営機関は、自身が非常事態の影響を受けることにより、全銀協 TIBOR 公表にかかる事務を遂行することが困難と判断される場合に備え、再鑑業務等を行うためのバックアップ機関を選定する。バックアップ機関は、運営機関が担う再鑑業務の代行を行うため、受託する業務内容の範囲で、本規程を遵守するものとする。 2 運営機関は、 <u>前条</u> で定めるコンティンジェンシー・プランにもとづき、自身による全銀協 TIBOR の再鑑業務の遂行が困難となる場合には、速やかにバックアップ機関に対し、再鑑および公表許可を代行するよう依頼する。 3 運営機関は、バックアップ機関を見直す場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会で決定する。 4 業務部は、第 44 条第 2 項および第 3 項にもとづき、定期的にバックアップ機関に対する委託事務の執行体制および執行状況を確認し、運営委員会、監視委員会、理事会に報告する。 5 運営機関は、バックアップ機関への委託業務の内容等について、 <u>次に掲げる事項を公表する。</u> <u>(1) バックアップ機関の商号、名称または氏名</u> <u>(2) バックアップ機関の業務内容</u> <u>(3) 前 2 号のほか、算出事務をバックアップ機関に代行させることにより全銀協 TIBOR の利用者等に影響を与える事項</u>	(運営機関のバックアップ機関) 第 47 条 運営機関は、自身が非常事態の影響を受けることにより、全銀協 TIBOR 公表にかかる事務を遂行することが困難と判断される場合に備え、再鑑業務等を行うためのバックアップ機関を選定する。バックアップ機関は、運営機関が担う再鑑業務の代行を行うため、受託する業務内容の範囲で、本 <u>業務</u> 規程を遵守するものとする。 2 運営機関は、 <u>前項</u> で定めるコンティンジェンシー・プランにもとづき、自身による全銀協 TIBOR の再鑑業務の遂行が困難となる場合には、速やかにバックアップ機関に対し、再鑑および公表許可を代行するよう依頼する。 3 運営機関は、バックアップ機関を見直す場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会で決定する。 4 業務部は、 <u>本規程</u> 第 44 条第 2 項および第 3 項にもとづき、定期的にバックアップ機関に対する委託事務の執行体制および執行状況を確認し、運営委員会、監視委員会、理事会に報告する。 5 運営機関は、バックアップ機関 <u>および当該バックアップ機関への委託業務の内容について、全銀協 TIBOR の利用者等に与える影響等がある場合には、これを公表する。</u>	⇒内閣府令第 9 条第 1 項第 17 号ハへの対応
第 9 章 運営態勢の見直し	第 9 章 運営態勢の見直し	

新	旧	備 考
(定期的な運営態勢の見直し) 第 48 条 運営機関は、運営委員会において、<u>次に掲げる事項および運営機関に対し外部から寄せられた意見等を踏まえ、全銀協 TIBOR の定義、および算出方法、その他指標の運営全般について、原則として年 1 回以上、検証・検討を実施する。</u> (1) <u>本邦無担保コール市場および本邦ユーロ円市場の状況ならびに当該市場においてリファレンス・バンクが占める取引割合の十分性</u> (2) <u>本邦無担保コール市場および本邦ユーロ円市場以外の関連市場の状況</u> (3) <u>リファレンス・バンクの呈示レート of 算出根拠の適切性</u> 2 <u>運営機関は、前項の運営委員会における検証・検討の状況について、年 1 回以上、監視委員会に報告し、監視委員会は、その内容を確認するとともに、必要に応じ理事会へ改善策の提言を行う。なお、前項各号に掲げる事項については、理事会への改善策の提言の有無にかかわらず、理事会の決定で公表するものとする。</u> 3 理事会は、監視委員会から前項の提言を受けた場合<u>には</u>、運営委員会、企画委員会に対して適切な措置を指示する等の必要な対応を行う。また、監視委員会は、提言に対する理事会のその後の対応状況について、その報告を受け、説明を求めることができる。 4 <u>運営機関は、第 1 項の検証・検討の結果、次条第 1 項各号に掲げる状態にあると判断した場合には、次条に定める手続きにより、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を検討する。</u> 5 <u>第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、利益相反の範囲やその管理方法の見直しについての検討は、第 21 条の規定に従う。</u>	(定期的な運営態勢の見直し) 第 48 条 運営機関は、運営委員会において、全銀協 TIBOR の定義、および算出方法、その他指標の運営全般について、<u>関連する市場の状況、運営機関に対し外部から寄せられた意見等を踏まえ、検証・検討を実施する。</u> 2 前項<u>における</u>運営委員会における検証・検討の状況については、年 1 回以上、監視委員会に報告し、監視委員会は、その内容を確認するとともに、必要に応じ理事会へ改善策の提言を行う。 3 理事会は、監視委員会から前項の提言を受けた場合、運営委員会、企画委員会に対して適切な措置を指示する等の必要な対応を行う。また、監視委員会は、提言に対する理事会のその後の対応状況について、その報告を受け、説明を求めることができる。 【新設】 4 <u>上記にかかわらず、利益相反の範囲やその管理方法の見直しについての検討は、本規程第 21 条の規定に従う。</u>	⇒内閣府令第 9 条第 1 項第 4 号への対応 ⇒内閣府令第 9 条第 1 項第 7 号への対応 ⇒第 49 条との関係を明確化
(全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更) 第 49 条 運営機関は、<u>次に掲げる</u>いずれかの状態が一定程度の期間にわたり継続し、また、それが早期に改善する見通しがたたない場合において、全銀協 TIBOR の指標としての代表性が失われる可能性がある<u>と判断した</u>ときは、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を検討する。 (1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦オフショア市場において、<u>全銀協 TIBOR の定義や算出方法等の変更を要するような構造的な変化があった場合</u> (2) 全銀協 TIBOR によって計測される価値が一般に使用されなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標としての基礎としての役割を果たさなくなったと考えられる場合 2 前項にかかわらず、運営機関は、利用者のニーズの変化や、市場の実態を踏まえて、運営機関が必要と判断<u>した</u>場合には、随時、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を検討する。 3 運営機関は、<u>前 2 項</u>にもとづき、全銀協 TIBOR の定義または算出方法を検討する場合には、運営委員会で変更内容を検討のうえ、理事会でその実	(全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更) 第 49 条 運営機関は、<u>以下の</u>いずれかの状態が一定程度の期間にわたり継続し、また、それが早期に改善する見通しがたたない場合において、全銀協 TIBOR の指標としての代表性が失われる可能性があるときは、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を検討する。 (1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦オフショア市場において、定義や算出方法等の変更を要するような構造的な変化があった場合 (2) 全銀協 TIBOR によって計測される価値が一般に使用されなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標としての基礎としての役割を果たさなくなったと考えられる場合 2 前項にかかわらず、運営機関は、利用者のニーズの変化や、市場の実態を踏まえて、運営機関が必要と判断<u>する</u>場合には、随時、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を検討する。 3 運営機関は、<u>第 1 項および第 2 項</u>にもとづき、全銀協 TIBOR の定義または算出方法を検討する場合には、運営委員会で変更内容を検討のうえ、理	

新	旧	備 考
施を決定する。理事会への付議に当たっては、監視委員会にも報告され、監視委員会の確認を受けるものとする。また、必要に応じて監視委員会は理事会決定の内容を再度確認することができる。この検討および決定に際しては、変更に伴う、金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協 TIBOR の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。なお、本項による検討の結果、変更によらず、全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等^{（一時的な公表停止）}を検討する必要があると判断される場合には、第 51 条にもとづく、公表停止等の検討を行うものとするが、本条にもとづく定義、算出方法の変更の検討と、第 51 条にもとづく公表停止等^{（一時的な公表停止）}の検討を同時に実施することを妨げるものではない。 4 運営機関は、<u>前 3 項</u>により検討される変更が重要な変更（当該変更により、変更前の全銀協 TIBOR との同質性が著しく変容する、あるいは、全銀協 TIBOR のレートの水準に著しく影響を及ぼすことが合理的に見込まれる変更をいう。）に当たると判断される場合には、パブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行う。 5 前項にかかわらず、第 3 項の検討および決定に際し、変更内容が、重要な変更と相当すると判断される場合には、運営機関は、前項に規定するパブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行うことができる。 6 運営機関は、<u>前 2 項</u>におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、運営機関による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。 7 運営機関は、本条により全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を行う場合には、その実施の 3 か月以上前に、具体的な変更内容、変更理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）および実施日を公表する。	事会でその実施を決定する。理事会への付議に当たっては、監視委員会にも報告され、監視委員会の確認を受けるものとする。また、必要に応じて監視委員会は理事会決定の内容を再度確認することができる。この検討および決定に際しては、変更に伴う、金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協 TIBOR の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。なお、本項による検討の結果、変更によらず、全銀協 TIBOR の継続的な公表停止を検討する必要があると判断される場合には、<u>本規程第 51 条</u>にもとづく、公表停止の検討を行うものとするが、本条にもとづく定義、算出方法の変更の検討と、<u>本規程第 51 条</u>にもとづく公表停止の検討を同時に実施することを妨げるものではない。 4 運営機関は、<u>第 1 項から第 3 項</u>により検討される変更が重要な変更（当該変更により、変更前の全銀協 TIBOR との同質性が著しく変容する、あるいは、全銀協 TIBOR のレートの水準に著しく影響を及ぼすことが合理的に見込まれる変更をいう。）に当たると判断される場合には、パブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行う。 5 前項にかかわらず、第 3 項の検討および決定に際し、変更内容が、重要な変更と相当すると判断される場合には、運営機関は、前項に規定するパブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行うことができる。 6 運営機関は、<u>第 4 項および第 5 項</u>におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、運営機関による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。 7 運営機関は、本条により全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を行う場合には、その実施の 3 か月以上前に、具体的な変更内容、変更理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）および実施日を公表する。	
（一時的な公表停止） 第 50 条 運営機関は、<u>広域大災害発生等により、やむを得ず全銀協 TIBOR の公表を一時的に停止せざるを得ないと判断される場合には、関係当局と協議のうえで、第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、運営機関の理事長の決定により、全銀協 TIBOR の公表を一時的に停止することができる。また、理事長が事故等のためその職務を行えない場合には、次に掲げる者が、当該順位で理事長の職務を代行するものとする。なお、この場合には、前営業日の公表レートを当日の全銀協 TIBOR とする。</u> <u>(1) 副理事長</u>	（一時的な公表停止） 第 50 条 広域大災害発生等により、やむを得ず全銀協 TIBOR の公表を一時的に停止せざるを得ないと判断される場合には、<u>必要に応じ関係当局と協議のうえで、本規程第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、運営機関の理事長または副理事長の決定により、また、理事長または副理事長が事故等のためその職務を行えない場合には、運営委員会の委員長またはこれに代わる者として理事会から事前に指定された者の決定により、全銀協 TIBOR の公表を一時的に停止することができる。</u> この場合には、前営業日の公表レートを当日の全銀協 TIBOR とする。	⇒決定権限者を明確化

新	旧	備 考
(2) <u>運営委員会の委員長</u> (3) <u>理事会が事前に指定した者</u> 2 運営機関は、前項による公表停止を決定した場合には、速やかに公表し、<u>監視委員会に報告</u>する。	2 運営機関は、前項による公表停止を決定した場合には、速やかに公表する。	⇒監視委員会への報告を明確化
(全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等) 第 51 条 運営機関は、<u>次に掲げる</u>いずれかの状態が長期にわたり継続し、また、それが改善する見通しがたたない場合において、全銀協 TIBOR の指標としての代表性が失われていると<u>判断される</u>ときは、全銀協 TIBOR の公表の継続的な停止等を検討する。 (1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦オフショア市場の構造変化等の事由により、市場参加者や関係当局により、同市場が活動的な市場であるとの認知が薄れ、かつ、市場としての存続の必要性について疑義が呈される場合 (2) 全銀協 TIBOR を公表することが、法令等に抵触する場合 (3) 全銀協 TIBOR の利用者の公表に対するニーズが顕著に低下し、公表を停止等した場合であっても、金融・経済に与える影響が限定的と考えられる場合 (4) 第 49 条にもとづき、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更の検討を行ったが、変更は困難であると認められ、同条第 1 項の状態が継続している場合 2 運営機関は、前項にもとづき全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等を検討する場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会でその実施を決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。この検討および決定に際しては、全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等に伴う金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協 TIBOR の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。 3 前<u>2</u>項の検討に際しては、パブリック・コメント等を実施し、利用者を含めた市場参加者の意見を聴取する。また、関係当局と必要に応じた協議を行う。 4 前項におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、運営機関による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。 5 運営機関は、本条により全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等を行う場合には、その実施の 6 か月以上前に、公表停止等の時期、その理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）について公表する。	(全銀協 TIBOR の継続的な公表停止) 第 51 条 運営機関は、<u>以下の</u>いずれかの状態が長期にわたり継続し、また、それが改善する見通しがたたない場合において、全銀協 TIBOR の指標としての代表性が失われていると<u>考えられる</u>ときは、全銀協 TIBOR の公表の継続的な停止を検討する。 (1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦オフショア市場の構造変化等の事由により、市場参加者や関係当局により、同市場が活動的な市場であるとの認知が薄れ、かつ、市場としての存続の必要性について疑義が呈される場合 (2) 全銀協 TIBOR を公表することが、法令等に抵触する場合 (3) 全銀協 TIBOR の利用者の公表に対するニーズが顕著に低下し、公表を停止した場合であっても、金融・経済に与える影響が限定的と考えられる場合 (4) <u>本規程</u>第 49 条にもとづき、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更の検討を行ったが、変更は困難であると認められ、同条第 1 項の状態が継続している場合 2 運営機関は、前項にもとづき全銀協 TIBOR の継続的な公表停止を検討する場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会でその実施を決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。この検討および決定に際しては、全銀協 TIBOR の継続的な公表停止に伴う金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協 TIBOR の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。 3 前項の検討に際しては、パブリック・コメント等を実施し、利用者を含めた市場参加者の意見を聴取する。また、関係当局と必要に応じた協議を行う。 4 前項におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、運営機関による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。 5 運営機関は、本条により全銀協 TIBOR の継続的な公表停止を行う場合には、その実施の 6 か月以上前に、公表停止の時期、その理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）について公表する。	⇒第 1 項と第 2 項は一連の手続であることから明確化
第 10 章 全銀協 TIBOR 運営等にかかる会費等	第 10 章 全銀協 TIBOR 運営等にかかる会費等	

新	旧	備 考
(第 52 条略)	(第 52 条略)	
第 11 章 規程の改正	第 11 章 規程の改正	
(規程改正) 第 53 条 本規程およびその下位規程の改正は、運営委員会で検討のうえ、理事会が行う。 2 前項の改正に係る事項は、監視委員会に報告する。 3 本規程およびその下位規程の改正に当たっては、改正内容を公表する。	(規程改正) 第 53 条 本規程およびその下位規程の改正は、運営委員会で検討のうえ、理事会が行う。 2 第 1 項の改正に係る事項は、監視委員会に報告する。 3 本規程およびその下位規程の改正に当たっては、改正内容を公表する。	
附 則	附 則	
(略)	(略)	

以 上